

法人税法

本試験問題

〔第一問〕

問1 租税特別措置法第61条の4に規定する交際費等の取扱いについて、次の(1)から(5)までを答えなさい。

- (1) 交際費等の意義について簡潔に答えなさい。
- (2) 交際費等から除かれる費用として、租税特別措置法及び同施行令に定められているものを5つ答えなさい。
- (3) 交際費等の損金算入限度額について、中小法人等に係るものを(3)①欄へ、それ以外の法人に係るものを(3)②欄に答えなさい。
- (4) 接待飲食費の意義について簡潔に答えなさい。
- (5) 次の〔事実関係〕1から3までについて、その支出の内容が交際費等に該当するかどうか、その理由も合わせて答えなさい。

第二問 問1

【資料1】租税公課・納税充当金に関する事項

- (1) 当期中の納税充当金の異動状況は次のとおりである。

区 分	当期首 現在額	期中減少額		当期末 現在額
		仮払金として経理 されていた前期中 間申告分の消却し による取崩し	前期確定申告分の 納付による取崩し	
法人税		13,780,000円	12,200,000円	
事業税		3,950,000円	3,490,000円	
住民税		2,880,000円	2,550,000円	
合 計	36,800,000円	20,610,000円	18,240,000円	46,700,000円

- ※1 当期首現在額は前期末に、当期末現在額は当期末に、それぞれ損金経理により引き当てたものである。
- ※2 前期分に係る法人税、事業税及び住民税で当期末に未納となっているものはない。
- ※3 当社は、法人税、事業税及び住民税について、納期限の延長の特例の適用はない。
- (2) 当期中に納付した租税公課は、それぞれ次のように経理処理している。
- ① 当期中間申告分の法人税13,100,000円（うち延滞税110,000円）、事業税3,800,000円（うち延滞金80,000円）及び住民税2,800,000円（うち延滞金60,000円）については、仮払金として経理処理しており、翌期に納税充当金を取り崩して消却する予定である。
- ② 当期に損金経理処理をした租税公課には、次のものが含まれている。
- イ、事業に係る事業所税1,080,000円（当期に係るものであるため未払金として計上したが、当期の製造原価には算入していない。）
- ロ、役員の業務外の交通違反による交通反則金20,000円
- ハ、いわゆる社会保険料の延滞金110,000円

問1 【資料1】に基づき、当期における税務上調整すべき金額を計算しなさい。なお、解答は、それぞれ税務上調整すべき金額（加算・減算の別及び留保・流出の別）及びその計算過程を記載しなさい。

TAC予想問題

●実力完成答練 第1回〔第一問〕

問1 製造業を営む内国法人である甲株式会社（以下「甲社」という。）につき、当期（平成31年4月1日から平成32年3月31日までの事業年度）において生じた費用の額に関し、次の〔事実関係〕が生じている。これらの税務処理につき、以下の(1)及び(2)の問いに答えなさい。

なお、甲社の当期末における資本金の額は2億円である。

- (1) 法人税法第22条第3項に規定する、損金の額について説明しなさい。
- (2) 次の〔事実関係〕1から3までについて、次の各設問に答えなさい。
 - ① 1から3に掲げる費用が税務上、寄附金、交際費等、使途秘匿金のいずれに該当するかを述べたうえで、その費用に関する用語として、寄附金の額（低額譲渡等を除く。）、交際費等の意義（接待飲食費の意義を含む。）、使途秘匿金の支出（税務署長が含まないことができる場合を除く。）について述べなさい。
 - ② 1及び2に掲げる費用につき、甲社の当期の所得計算上の取扱いについて、理由とともに説明しなさい。なお、根拠となる規定の記述は必要ない。
 - ③ 3に掲げる費用に関し、甲社の当期の法人税の額について説明しなさい。なお、根拠となる規定の記述は必要ない。

●実力完成答練 第6回〔第二問〕設問3

5. 当期における法人税等の納付状況は次のとおりである。なお、法人税等には地方法人税が、事業税には地方法人特別税が含まれている。

		未 払 法 人 税 等			(単位：円)
年月日	相手勘定	摘 要	借 方	貸 方	残 高
31.4.1	前期繰越				79,426,000
31.5.28	普通預金	前期確定分法人税等	43,398,400		36,027,600
31.5.28	普通預金	前期確定分住民税	9,936,000		26,091,600
31.5.28	普通預金	前期確定分事業税	11,808,000		14,283,600
31.5.28	仮 払 金	(注1)	12,708,000		1,575,600
31.5.28	雑 収 入	前期確定分差額	1,575,600		0
32.3.31	法人税等	当期確定分(注2)		63,360,000	63,360,000

(注1) 前期に仮払経理した中間申告分の法人税等・住民税及び事業税の当期消却額である。

(注2) 当期の年額税を繰入れており、次の当期中間申告分の租税公課を仮払経理した金額相当額が含まれている。

- ① 中間申告分法人税等 25,371,200円
- ② 中間申告分住民税 5,724,000円
- ③ 中間申告分事業税 7,830,000円

ズバンの中!

〔第二問〕

【資料2】リース取引に関する事項

当社は、当期の9月1日に下記に掲げる機械装置をAリース会社からリースして、同日より事業の用に供している。

リース資産	リース料総額 ※1	月額リース料 ※2	リース期間 ※3	法定耐用年数 ※4
機械装置	48,000,000円	800,000円	5年	10年

※1 リース料総額は、当該機械装置の取得価額等の概ね全額を支弁する。

※2 月額のリース料は、9月1日を最初に毎月1日に支払っており、すべてリース料として費用に計上している。

※3 リース期間中の中途解約は禁止されている。

※4 当社は、償却方法についての選定の届出をしていない。なお、平成24年4月1日以後に取得された減価償却資産の償却率は次のとおりである。

耐用年数	10年
定額法の償却率	0.100
定率法の償却率	0.200
改定償却率	0.250
保証率	0.06552

※5 リース期間終了後には、無償で当社に譲渡される契約となっている。

※6 当該リース資産の取得に際し支出した引取運賃400,000円及び機械据付費2,600,000円は、全額当期の費用に計上している。

問2 【資料2】に基づき、当該リース取引は、所有権移転外リース取引又は所有権移転リース取引のいずれに該当するか答えなさい。また、その判断の理由を述べなさい。

問3 問2において該当するとしたリース取引である場合に、税務上調整すべき金額（加算・減算の別及び留保・流出の別）及びその計算過程を記載しなさい。

【資料3】有価証券・受取配当等に関する事項

(1) 当社は数年前から引き続き所有しているB株式の発行法人である内国法人B社（当社との間に完全支配関係はない）の資本の払戻しに伴い、資本返戻金3,500,000円の分配を受けた。源泉徴収税額は357,350円であり、その額を控除後の手取額3,142,650円をB株式の帳簿価額から控除した。

この資本の払戻しに関する資料は次のとおりである。

払戻直前のB社株式1株当たりの帳簿価額	500円
払戻直前の所有株式数	14,000株
B社の払戻直前の発行株式総数	140,000株
B社の資本剰余金減少額	35,000,000円
B社の払戻直前の資本金等の額	80,000,000円
B社の前期末の資産の帳簿価額（税務上適正な額）	400,000,000円
B社の前期末の負債の帳簿価額（税務上適正な額）	281,000,000円

●実力完成答練 第3回〔第二問〕問2

注(6) 器具備品Fは甲社が、リース会社との間で新品の電子計算機について4年間のリース契約を締結し、平成31年7月10日から事業供用を開始し、当期末現在も使用しているものである。なお、リース期間中のリース料は月額60,000円、リース資産の見積現金購入価額は2,400,000円、リース期間中の中途解約は禁止されていることから、このリース契約は法人税法第64条の2第3項に規定するリース取引に該当するものである。

また、このリース契約ではリース期間終了時において器具備品Fは甲社に無償で譲渡されることとなっている。

●実力完成答練 第4回〔第二問〕問5

(2) 上記のほか、平成31年11月30日、甲社が数年前から所有するN社株式について、資本剰余金を原資とする配当として、624,417円（源泉所得税125,583円を控除した後の金額）の金銭の交付を受けた。

N社株式の発行法人である内国法人N社についての裏資料は次のとおりである。

- ① 配当直前の資本金等の額 150,000,000円（うち資本金の額 100,000,000円）
- ② 発行済株式総数 8,000,000株
- ③ 前期末純資産帳簿価額 845,000,000円
- ④ この配当により交付した金銭の額 15,000,000円

甲社は交付を受けた金銭624,417円を全額収益に計上しており、所有するN社株式の帳簿価額34,500,000円（400,000株）は変動していない。

ズバンの中!

【問2】

- (2) 当期中に次の配当等を受受し、差引手取額を受取配当金として収益に計上している。

銘柄	内容	計算期間	基準日	配当等の額	源泉徴収税額
C社株式	期末配当金	H30.4.1～H31.3.31	H31.3.31	780,000円	159,276円
D社株式	〃	H31.1.1～R元.12.31	R元.12.31	600,000円	122,520円
E社株式	〃	H31.2.1～R2.1.31	R2.1.31	100,000円	20,420円
F社株式	〃	H31.1.1～R元.12.31	R元.12.31	400,000円	40,000円

- ※1 C社株式は、内国法人C社が発行する株式である。C社株式の名義人は当社の社長となっているが、実質的には当社所有のものであり、その基準日における保有割合は30%である。
- ※2 D社株式は、内国法人D社が発行する株式である。D社株式の期末配当は、配当の効力発生日を令和2年2月26日としている。

D社株式の発行法人D社の発行済株式総数は100,000株であり、当社の令和2年3月31日現在の所有株式数は60,000株である。当社のD株式の取得等の状況は次のとおりである。

年月日	取得・譲渡	株式数	1株当たりの価額
H30.12.1	取得	40,000株	160円
R元.12.15	取得	20,000株	145円
R2.1.20	取得	15,000株	130円
R2.2.20	譲渡	15,000株	180円

当社は、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定・届出は行っており、2月20日に譲渡した15,000株の譲渡原価を1株当たり160円で計算して譲渡対価との差額を有価証券売却益として計上している。

- ※3 E社株式は、内国法人E社が発行する株式で、当期の9月に1株当たり450円で20,000株を取得したものである。E社の配当金に係る基準日における当社の保有割合は5%であり、売買目的有価証券に該当する。

当社は、当期の2月にE社株式を10,000株譲渡しており、その譲渡損益については適正に処理している。なお、当期末におけるE社株式の時価は、1株当たり405円であるが、当社は期末評価については何ら処理していない。

- ※4 F社株式は、外国法人F社が発行する株式であり、当社の保有割合は数年前から25%である。当該配当金に係る源泉徴収税額は、F社が所在するG国で課されたものである。

- ※5 E社以外の株式については、すべて売買目的有価証券に該当する。また、B社及びD社並びにE社以外の株式については、取得後異動はない。

- (3) 当社が当期中に支払った利子・割引料等の内訳は次のとおりである。

① 銀行からの手形借入れによる短期借入金の利子	1,280,000円
② 銀行からの証書借入れによる長期借入金（返済期間5年）の利子	3,300,000円
③ 使用人の社内預金利子	600,000円
④ 売上割引料	480,000円
⑤ 社債の利子	540,000円
⑥ 固定資産の取得価額に算入した借入金の利子	2,930,000円
⑦ 割賦購入資産の取得価額に算入した割賦利息	720,000円
⑧ 支払手形売却損	950,000円

- (4) 当社の前期末及び当期末における総資産の帳簿価額の合計額は次のとおりである。

前期末	当期末
395,522,000円	299,238,000円

- ※ 債権から直接控除して表示した貸倒引当金の金額は、前期末が1,300,000円、当期末が1,500,000円であり、それぞれ税務上の繰入限度額相当額である。なお、それ以外の計算に必要な調整はすべて行われているものとする。

- (5) 平成28年3月期における負債利子は9,720,000円、関連法人株式等に係る控除負債利子の原則法により計算した金額は144,100円であり、平成29年3月期における負債利子は9,430,000円、関連法人株式等に係る控除負債利子の原則法により計算した金額は133,600円である。

問4 【資料3】の(1)に関して、当期におけるみなし配当金の金額を計算しなさい。

問5 当期における有価証券及び受取配当等の益金不算入額並びに控除所得税額に関して、計算過程を示したうえで、税務上調整すべき金額を加算項目及び減算項目の別に記載しなさい。

●実力完成答練 第4回【第二問】問5

【資料5】受取配当等に関する事項

- (1) 当期中に内国法人から支払いを受けた利子及び配当等の額は次のとおりである。甲社では源泉所得税額等を控除した後の手取額を収益に計上している。

区分	内容	計算期間	配当等の収入額	所得税額及び復興特別所得税額
L社株式	期末配当	平成30.4.1～平成31.3.31	2,400,000円	490,080円
M証券投資信託	収益分配金	平成31.1.1～平成31.12.31	250,000円	51,050円
銀行預金	預金利息	—	118,000円	18,071円

- (注1) L社株式の期末配当は、定時株主総会の決議による配当であり、その基準日を平成31年3月31日、配当の効力発生日を平成31年5月28日としている。

L社株式の発行法人である内国法人L社の発行済株式総数は300,000株であり、甲社はL社株式を平成28年5月1日に初めて取得し、以後の取得等の状況は次のとおりである。

- 平成28年5月1日に取得した株式数
60,000株（一株当たり285円で取得）
- 平成28年9月10日に取得した株式数
50,000株（一株当たり296円で取得）
- 平成31年2月16日に取得した株式数
10,000株（一株当たり302円で取得）
- 平成31年5月27日に譲渡した株式数
25,000株（一株当たり310円で譲渡）
- 平成32年3月31日現在の所有株式数
95,000株

なお、甲社は、上記④の譲渡原価を一株当たり291円で計算し、譲渡対価との差額を利益に計上している。

- (注2) M証券投資信託は甲社が数年前から所有しているものであり、租税特別措置法第3条の2に規定する特定株式投資信託に該当する（外国株価指数連動型特定株式投資信託に該当するものではない）。

●直前予想答練 第1回【第二問】

- (5) 甲社の保有する有価証券につき、次の事実がある。

- ① 甲社が当期に受け取った配当等の内訳は次のとおりであり、配当等の額を収益の額に、源泉所得税額を費用の額に計上している。

区分	配当等	配当等の計算期間	配当等の収入金額	源泉徴収税額	
				源泉所得税等	外国源泉税
丁社株式	剰余金の配当	自平成30年4月1日至平成31年3月31日	4,000,000円	816,800円	—
X社株式	剰余金の配当	自2019年1月1日至2019年12月31日	1,000,000円	—	100,000円

- (注1) 丁社株式の剰余金の配当は、定時株主総会の決議による配当であり、その基準日を平成31年3月31日としている。なお、甲社は丁社株式を平成28年11月1日にZ氏の同族関係者から取得して以来、元本の異動はない。

- (注2) X社の配当等の額は2020年2月25日に確定している。

なお、X社所在国において損金算入されるものではない。

- (注3) 甲社は売買目的有価証券を有していない。

- ② 甲社が当期に支払った有利子負債に係る利息金額は12,000,000円、手形売却損は380,000円である。なお、控除負債利子の計算は、総資産按分法によることとする。

- ③ 前期末及び当期末における総資産の帳簿価額及び株式等の帳簿価額の合計額は、次のとおりである。なお、甲社では、貸倒引当金の額は貸借対照表において借方表示されており、また減価償却累計額は個別注記表において注記されている。

区分	前期末	当期末
総資産の帳簿価額	4,415,000,000円	4,275,600,000円
借方表示	X社株式	10,000,000円
	丁社株式	48,000,000円
貸方表示	特別勘定	3,000,000円
	圧縮積立金	—
		3,000,000円

ズバリ的中!

【第二問】

【資料5】減価償却資産に関する事項

- (1) 甲社が、事業年度終了時に保有する減価償却資産のうち、乙社から合併の際に引継ぎを受けた資産は次のとおりである。

資産の種類	取得価額	受入価額	期末帳簿価額	当期償却費	法定耐用年数	備考
K建物	40,000,000円	31,400,000円	31,000,000円	400,000円	50年	※1
L機械装置	13,500,000円	6,950,646円	5,850,646円	1,100,000円	10年	※2
M器具備品	180,000円	0円	0円	—	8年	※3

※1 K建物は、乙社が平成19年3月31日以前に取得した資産であり、取得日より事業の用に供されている。なお、乙社の税務上適正額による合併直前帳簿価額は32,000,000円であり、乙社において繰越償却超過額は生じていない。

※2 L機械装置は、乙社が平成24年4月1日以後に中古取得した資産であり、取得日より事業の用に供されている。乙社では耐用年数を7年と見積っている。なお、受入価額は乙社において付されていた合併直前簿価相当額であり、繰越償却超過額が68,400円生じている。

※3 M器具備品は、乙社の令和元年9月30日決算において取得価額相当額を損金経理しており、確定申告において「一括償却資産損金算入限度超過額120,000円（加算・留保）」の調整がなされている。

- (2) 甲社は、建物、機械装置については、乙社が償却限度額の計符の基礎としていた耐用年数を使用することとした。

- (3) 甲社は、以前より、減価償却資産の償却方法を次の【種類の区分】ごとに、それぞれ次のとおり選定している。

【建物】……旧定額法、【機械装置】……旧定率法、
【器具備品】……旧定額法

【資料6】役員給与に関する事項

甲社の取締役N（財務担当）は、乙社の取締役（営業担当）を兼務しており、合併後は甲社の取締役（財務担当兼営業担当）として留任した。Nに対しては、甲社は月額60万円、乙社は月額50万円の定期給与を支給していたが、合併に伴い令和元年10月支給分から甲社及び乙社のそれぞれの定期給与の合計額である月額110万円を支給している。

また、同じく甲社の取締役O（総務担当）は、乙社の非常勤取締役を兼務しており、合併後は甲社の取締役（総務担当）として留任した。Oに対しても、甲社は月額80万円、乙社は月額10万円の定期給与を支給していたが、合併に伴い令和元年10月支給分から甲社及び乙社のそれぞれの定期給与の合計額である月額90万円を支給している。

なお、これらを増額した後の取締役に対する給与の支給総額は、株主総会の決議により定められた取締役に対する給与の支給限度額の範囲内である。

問8 【資料6】に関して、税務上調整すべき金額を計算しなさい。

なお、解答は、N及びOにつきそれぞれ税務上調整すべき金額（加算・減算の別及び留保・流出の別）及びその計算過程を記載しなさい。また、調整すべき金額がない場合には、計算過程の欄に「調整すべき金額はない」旨記載しなさい。

●直前対策補助問題 第6回

Ⅱ 合併に関する事項

甲社は、平成32年1月1日、乙株式会社（甲社との間に資本関係はない。以下「乙社」という。）を吸収合併し、次の会計処理を行っている。

なお、この合併は、法人税法第2条第十二号の八に規定する適格合併（同号ハの共同で事業を行うための合併）に該当する。

（現金預金）	15,000,000円	（買掛金）	28,500,000円
（売掛金）	37,000,000円	（貸倒引当金）	500,000円
（商品）	4,500,000円	（未払法人税等）	8,000,000円
（建物A）	21,000,000円	（長期借入金）	25,000,000円
（土地）	36,000,000円	（資本金）	35,000,000円
（B社株式）	7,500,000円	（その他資本剰余金）	24,000,000円

上記の会計処理に関連して、留意すべき事項は次のとおりである。

1 建物Aに関する事項

- (1) 法定耐用年数は50年であり、乙社は15年間事業の用に供しており、甲社も引き続き事業の用に供している。
(2) 乙社における取得価額は30,000,000円、合併直前の帳簿価額は21,000,000円（繰越償却超過額が900,000円ある。）であった。
(3) 甲社は当期において建物Aに係る減価償却費を計上していない。
(4) 合併により受け入れた減価償却資産の耐用年数は、乙社が適用すべき法定耐用年数を用いることとする。
(5) 乙社は減価償却資産の償却方法として旧定額法及び定額法を選定し届け出ている。

6 給与に関する事項

- (1) 当期の役員等に対する給与の支給額は次のとおりとなっている。

氏名	役職	各月の支給額			賞与	年支給額
		4月～5月	6月～12月	1月～3月		
a	代表取締役社長	1,500,000	1,600,000	—	0	19,000,000
b	専務取締役	1,000,000	1,100,000	1,300,000	0	13,600,000
f	常務取締役	—	—	1,200,000	0	3,600,000
c	取締役経理部長	850,000	950,000	—	600,000	11,800,000
g	技術部長	—	650,000	—	600,000	8,400,000

(注) c及びgは、甲社の株主と特殊関係にない。

- (2) 平成31年5月25日開催の定時株主総会及び取締役会において、月額報酬の増額改定決議を行い、6月から増額後の報酬を支給している。

また、b及びfについては次の理由から取締役会で決定された増額または決定された金額を1月から支給している。

① bについて

合併によりbの職務内容が増大することに伴い月額報酬を増額することを決議した。

② fについて

乙社の取締役副社長であったfは1月より甲社の常務取締役に就任した。これに伴い、乙社における報酬等支給額を勘案したうえで、毎月1,200,000円を支給する決定をした。

ズバンの中!